

第176回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成26年6月27日(金曜日)
午前10時

開催場所

東京都中央区京橋
三丁目7番1号
当社8階会議室

目次

第176回定時株主総会招集ご通知	1
------------------	---

(添付書類)

事業報告	3
計算書類等	25
監査報告書	33

株主総会参考書類	37
----------	----

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役13名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件

東洋インキ SC ホールディングス 株式会社

(証券コード 4634)

株 主 各 位

東京都中央区京橋三丁目7番1号
東洋インキSCホールディングス株式会社
代表取締役社長 北川 克己

第176回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第176回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時までに到達するようご返送いただくか、65頁から66頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）より平成26年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区京橋三丁目7番1号 当社8階会議室
 3. 目的事項
- 報告事項**
1. 第176期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第176期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役13名選任の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
- 第4号議案** 大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。
 3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>）において掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 4. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/archives/mtg.html>）において、修正後の事項を記載させていただきます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済状況は、米国景気が民間需要を中心に底堅く推移し、我が国でも企業収益などで緩やかな回復が進みましたが、中国やインドなどの新興国では急速な成長に減速感が見られてきました。

当企業グループの事業環境におきましても、需要は回復傾向にあるものの、円安に伴う原材料価格の上昇が進むなど、厳しい環境が続きましたが、当企業グループは、「CS（顧客満足）重視で成長戦略を推進する」「モノづくりの基盤を強化し、収益力を高める」「グローバル経営、スピード経営を支える仕組みを作り上げる」を年度の方針として、以下の経営活動を行ってきました。

第一の方針である「CS（顧客満足）重視で成長戦略を推進する」については、高感度UVインキ、ノントルエン・ノンMEK型グラビアインキ、水性フレキシインキ、ノン溶剤型ラミネート接着剤などの環境対応新製品を発売、拡販を進めるとともに、液晶ディスプレイやタッチパネル周辺部材、電池関連材料などの製品開発やマーケティング、拡販に努めました。また、東南アジアやインドなどの成長地域での生産能力を拡充したうえ、ブラジルや中国内陸部での生産拠点の建設も進めました。昨年4月には、ヨーロッパを中心に活動しているUVインキメーカーであるアレッツグループの持株会社の全株式も取得しました。さらには、当企業グループの開発品や新製品を集めたプライベートショウを引き続き開催したうえ、国内や海外各地域での印刷や包装材料、エレクトロニクスやエネルギー関連などの展示会にも積極的に出展し、顧客への提案と拡販、ブランド力の向上を進めました。

第二の方針である「モノづくりの基盤を強化し、収益力を高める」については、持続可能な成長のための基盤を強化する施策として、BCM（事業継続マネジメント）の観点も織り込んだ生産体制の整備やグローバルな調達能力の拡大、目標営業利益率を明確にした製品開発などを進めました。成果として、東南アジアなどの成長地域におけるボリュームゾーンを対象とした、コストパフォーマンスに優れたグラビアインキ新製品を開発、拡販に繋げました。

第三の方針である「グローバル経営、スピード経営を支える仕組みを作り上げる」については、海外拠点の経営情報をタイムリーに取得できるシステムや、グローバル規模での化学物質管理システムの構築、人事制度の見直し、研究開発及び管理拠点の再整備など、経営判断の迅速化・効率化に向けての施策を進めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、2,795億57百万円（予想比3.5%増、前連結会計年度比12.4%増）と増収になりました。また、営業利益は197億28百万円（予想比1.4%減、前連結会計年度比12.4%増）、経常利益は205億53百万円（予想比0.3%増、前連結会計年度比11.3%増）、当期純利益は122億60百万円（予想比2.2%増、前連結会計年度比40.7%増）と、それぞれ最高益を達成しました。

なお、当連結会計年度末の株主配当金につきましては、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績を総合的に勘案し、1株につき7円（年間の配当金は前期より1円増配の13円）を提案させていただきます。

また、報告セグメント別の概況は、以下のとおりであります。

① 印刷・情報関連事業

オフセットインキは、国内では、デジタル化に伴う構造的不況による需要の低調が続いたうえ、原材料価格が大幅に高騰しましたが、高感度UVインキやタッチパネル用ハードコート剤などの高機能製品の拡販が進みました。

海外では、中国での需要の伸びが若干鈍ってきたものの、ボリュームゾーンへの供給能力の強化を図ってきた東南アジアやインドが伸長しました。また、欧米での高感度UVインキの拡販も進みました。また昨年4月に買収したアレツグループを活用し、ヨーロッパなどでのUVインキの事業拡大も図りました。

グラフィックアーツ関連機器及び材料は、国内オフセット印刷市場の設備投資需要がやや回復し、印刷機械や新しく開発した紙面検査装置などの拡販も進みました。

これらの結果、当事業全体の売上高は855億20百万円（前連結会計年度比13.8%増）、営業利益は45億61百万円（前連結会計年度比37.0%増）と、増収増益になりました。

② パッケージ関連事業

グラビアインキは、国内では出版用の減少傾向が続き、主力の包装用も前半伸び悩みましたものの、後半は飲料や食品関連などの需要が堅調に推移したうえ、環境対応型ラミネートインキ新製品の拡販も進みました。しかし原材料価格が大幅に高騰したため、販売価格の改定を進めているものの、営業利益では厳しい状況が続きました。

また、グラビア関連の機器販売は前期並みにとどまりましたが、シリンダー製版事業は拡販が進みました。

海外では、中国や東南アジアで包装用の環境対応インキの拡販が進みました。また、新設したインドのグ

ラビアインキ工場の本格稼動も進みました。さらには、北米の建装材用インキも好調が続きました。

これらの結果、当事業全体の売上高は625億30百万円（前連結会計年度比11.3%増）と増収になりましたが、営業利益は19億82百万円（前連結会計年度比8.9%減）と減益に終わりました。

③ ポリマー・塗加工関連事業

缶用塗料（フィニッシュェス）は、国内では夏場の猛暑により、ビール系飲料缶向けは伸長しましたものの、ペットボトルの浸透やコンビニコーヒーの普及などにより、全般的に需要の減少が続きました。一方、東南アジアや中国では、食品缶、飲料缶向けとも堅調に推移しました。

接着剤は、太陽電池用の需要回復が遅れましたが、国内外で包装用の拡販が進みました。粘着剤は、国内では原料メーカーの事故の影響で低調でした前期より回復、海外でもスマートフォン用を中心に好調に推移しました。また樹脂は、前半が低調でしたものの、後半は住宅関連が伸長してきました。しかし、接着剤、粘着剤、樹脂とも、国内では原材料価格の高騰が営業利益を圧迫しました。

塗工材料は、広告サイン用が伸び悩みましたものの、スマートフォン用電磁波シールドフィルムや液晶関連の保護フィルムなどが伸長しました。

これらの結果、当事業全体の売上高は564億99百万円（前連結会計年度比10.8%増）、営業利益は38億14百万円（前連結会計年度比12.2%増）と、増収増益になりました。

④ 色材・機能材関連事業

汎用顔料は、国内では印刷インキ用が伸び悩みましたが、建築や自動車塗料用は後半伸長しましたうえ、中国や東南アジアでの拡販が進みました。

プラスチック用着色剤は、国内では住宅関連や土木関連需要が活況なうえ、容器用も堅調に推移しました。また原材料価格の高騰に伴い、販売価格の改定も進めました。海外では、中国や東南アジアの事務機器関連、北米の自動車関連が堅調に推移しました。

高機能顔料や液晶ディスプレイカラーフィルター用材料は、テレビ需要が回復したうえ、タブレット端末やスマートフォンの伸長が続きましたため、国内や台湾での販売が回復、中国での好調も続きましたが、後半は液晶パネル在庫の過剰などにより、韓国向けが伸び悩みました。

これらの結果、当事業全体の売上高は763億46百万円（前連結会計年度比14.2%増）、営業利益は86億70百万円（前連結会計年度比13.6%増）と、増収増益になりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は128億18百万円であります。その主な内訳は次のとおりです。

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| ① 当連結会計年度中に完成した主要設備 | |
| 東洋インキSCホールディングス株式会社十条センター | 販売・管理部門の建物等 |
| 東洋インキインドネシア株式会社 | グラビアインキ、ポリマー・塗加工製造設備の増強 |
| ② 当連結会計年度継続中の主要設備 | |
| 東洋インキSCホールディングス株式会社本社 | 管理用及び賃貸建物 |
| 東洋インキ株式会社埼玉製造所 | オフセットインキ製造設備等 |
| トーヨーケム株式会社川越製造所 | ポリマー・塗加工製造設備及び建物 |
| トーヨーカラー株式会社富士製造所 | 色材・機能材製造設備及び建物 |
| 東洋インキ（泰国）株式会社 | ポリマー・塗加工製造設備及び建物 |
| 東洋インキインド株式会社 | オフセットインキ製造設備及び建物 |
| 東洋インキブラジル有限会社 | オフセットインキ製造設備及び建物 |

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、長期借入金の返済等に充当するため、シンジケートローン方式による長期借入金150億円の資金調達を実施しました。

(4) 対処すべき課題

今後も厳しい事業環境が続くものと予想されますが、当企業グループは次期より、新しい中期経営計画 SCC-III を展開します。「エボリューションプラン」と名付けた当計画では、基盤整備・成長戦略を着実に結実させ、東洋インキグループの新しい飛躍への進化を果たしていきます。

また、これまではSCCを「Specialty Chemical maker Challenge」と標榜してきましたが、当計画からはSCCを「Science Company Change」と再定義しました。その狙いは、ケミカルを軸にしながらも、サイエンス思考で事業・技術領域の進化、拡大を図ることであり、これにより先端技術とグループ

ネットワークの革新を重ね、世界の多様な人々と共に多彩な生活文化を創造していく企業グループを目指してまいります。

次期は初年度として、この計画をスムーズにスタートさせるため、「あらゆる機会に戦略思考でイノベーションを巻き起こす」「グローバルネットワークを密にした企画原価達成」「経営資源の有効活用と見直しで価値を高める」ことを課題として取り組み、各事業を推進してまいります。

印刷・情報関連事業では、引き続き高感度UVインキやエレクトロニクス市場向けハードコート剤、インクジェット用インキなどの高機能製品の開発、拡販を進めます。また新設中のブラジルや中国内陸部の生産拠点、そしてインドでの2番目の生産拠点を着実に立ち上げ、成長地域の需要を速やかに実績化に繋げるとともに、買収したアレッツグループとの販売ネットワーク、製品ラインナップ、製造設備活用でのシナジーの最大化を図ります。

パッケージ関連事業では、地域ニーズに合致したグラビアインキや軟包装用フレキシインキの開発、拡販を継続したうえ、ラミネート接着剤等を含めたトータルソリューションを提供し、CS（顧客満足）向上を図ります。また新設中のインドネシア生産拠点の早期安定稼働や、インドなどでの製造設備増強により、成長地域の供給能力を増強していきます。

ポリマー・塗加工関連事業では、包装市場向け粘接着剤や缶用塗料の、タイやインドなどアジア地域での拡販や供給能力の向上を進めます。またクリーンで高精度な塗工技術と生産能力を強化し、電磁波シールドフィルムなどのエレクトロニクス市場向け事業の拡充を図ったうえ、自動車やヘルスケア関連などの新規市場への展開にも一層注力していきます。

色材・機能材関連事業では、汎用顔料やプラスチック用着色剤において、中国やインドでのアライアンスも含めた、グローバルSCM体制の整備により収益力を強化します。高機能顔料や液晶カラーフィルター材料においては、生産能力増強と新規材料の開発を進め、東アジア市場のシェア向上、特に中国市場での拡販に注力します。また、太陽電池や二次電池などのエネルギー分野では、差別化製品の開発とプロモーションを進めていきます。

さらには事業全般を通じ、グローバル規模で原料や製品の最適な供給体制を追求するとともに、資産の最大活用やプロセスイノベーションを進め、収益基盤を一層強化していきます。また、当企業グループの行動指針に、「SHS（Shareholder Satisfaction：株主満足）の向上」を新たに加え、より一層の企業価値の向上を目指していくことで、株主の皆様からの負託にも応えられますようしてまいります。

以上の施策を進めることで、次期の業績見通しは、売上高2,900億円（伸長率3.7%増）、営業利益215

億円（伸長率9.0%増）、経常利益220億円（伸長率7.0%増）、当期純利益130億円（伸長率6.0%増）と見込んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第173期	第174期	第175期	第176期 (当連結会計年度)
	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
売 上 高	245,958百万円	245,337百万円	248,689百万円	279,557百万円
経 常 利 益	19,002百万円	13,445百万円	18,468百万円	20,553百万円
当 期 純 利 益	11,517百万円	7,238百万円	8,714百万円	12,260百万円
1株当たり当期純利益	38円60銭	24円26銭	29円20銭	41円9銭
総 資 産	274,797百万円	283,144百万円	299,571百万円	336,601百万円
純 資 産	146,034百万円	146,913百万円	161,322百万円	186,608百万円
1株当たり純資産額	476円26銭	479円71銭	525円62銭	606円39銭

(注) 従来、不動産賃貸等に係わる収益・費用につきましては、営業外収益・営業外費用に計上しておりましたが、第174期より売上高・売上原価に含めて計上することに変更しております。当該表示方法の変更は、第173期の売上高について遡及処理しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第173期	第174期	第175期	第176期 (当事業年度)
	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
売上高又は営業収益	171,876百万円	15,745百万円	19,615百万円	19,674百万円
経 常 利 益	14,603百万円	6,336百万円	10,118百万円	10,303百万円
当 期 純 利 益	9,046百万円	3,984百万円	8,325百万円	8,888百万円
1株当たり当期純利益	30円31銭	13円35銭	27円90銭	29円79銭
総 資 産	235,850百万円	147,420百万円	181,594百万円	217,683百万円
純 資 産	131,833百万円	131,261百万円	138,854百万円	150,039百万円
1株当たり純資産額	441円81銭	439円90銭	465円36銭	502円90銭

(注) 当社は、平成23年4月1日付で会社分割を実施し、持株会社制へ移行しました。このため、第174期より、当社の営業成績及び財産の状況は、第173期以前と比較し、大きく変動しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
東洋インキ株式会社	500百万円	100.0%	印刷・情報関連、パッケージ関連
トーヨーケム株式会社	500百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
トーヨーカラー株式会社	500百万円	100.0	色材・機能材関連
東洋モートン株式会社	498百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
東洋ビーネット株式会社	490百万円	100.0	不動産の賃貸管理、役務提供
東洋アドレ株式会社	480百万円	100.0	ポリマー・塗加工関連
マツイカガク株式会社	465百万円	98.6	印刷・情報関連
東洋インキ中四国株式会社	340百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連、 ポリマー・塗加工関連
東洋インキ北海道株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋インキ東北株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連
東洋インキ九州株式会社	300百万円	100.0	印刷・情報関連、パッケージ関連
東洋FPP株式会社	200百万円	100.0	パッケージ関連
東洋インキグラフィックス株式会社	28百万円	100.0	印刷・情報関連
T I P P S 株式会社	S\$ 110,032千	100.0	アジア子会社の株式保有、 色材・機能材関連、 ポリマー・塗加工関連、印刷・情報関連
東洋インキアメリカ合同会社	US\$ 61,083千	100.0 (100.0)	印刷・情報関連、パッケージ関連
天津東洋油墨有限公司	US\$ 54,500千	70.0 (70.0)	印刷・情報関連
東洋インキインド株式会社	INR 2,360,300千	100.0 (0.0)	印刷・情報関連、パッケージ関連
トーヨーケムスペシャルティケミカル株式会社	M\$ 153,923千	100.0 (100.0)	ポリマー・塗加工関連、印刷・情報関連、 パッケージ関連
上海東洋油墨制造有限公司	US\$ 41,400千	100.0 (14.5)	パッケージ関連、色材・機能材関連、 ポリマー・塗加工関連
東洋インキヨーロッパスペシャルティケミカルズ株式会社	Euro 25,085千	100.0	色材・機能材関連
東洋インキブラジル有限会社	BRL 71,400千	100.0 (0.0)	印刷・情報関連
珠海東洋科美化学有限公司	US\$ 18,275千	100.0 (86.5)	色材・機能材関連
東洋インキ(泰国)株式会社	BT 525,095千	100.0 (73.0)	ポリマー・塗加工関連、 色材・機能材関連、パッケージ関連
台湾東洋彩光股份有限公司	NT\$ 450,000千	100.0	色材・機能材関連
東洋油墨亞洲有限公司	HK\$ 88,966千	100.0	色材・機能材関連、ポリマー・塗加工関連
東洋インキインドネシア株式会社	IDR 69,871,045千	100.0 (4.7)	パッケージ関連、ポリマー・塗加工関連
東洋インキコンパウンズベトナム株式会社	US\$ 5,900千	80.0	色材・機能材関連

会社名	資本金 又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
東洋インキコンパウンズ株式会社	US\$ 4,329千	72.0 (72.0)	色材・機能材関連
江門東洋油墨有限公司	US\$ 4,942千	51.0 (51.0)	パッケージ関連、ポリマー・塗加工関連
ライオケム株式会社	US\$ 3,000千	100.0 (100.0)	色材・機能材関連、パッケージ関連
三永インキペイント製造株式会社	W 1,943,340千	98.6	ポリマー・塗加工関連
アレツグラフィックス株式会社	Euro 2,100千	100.0 (100.0)	印刷・情報関連

(注) 1. 子会社の当社の議決権比率欄の()内は間接所有の議決権比率(内数)であります。
2. T I P P S株式会社は平成25年11月に東洋インキパンパシフィック株式会社より社名変更しております。

② 企業結合の経過及び成果

連結子会社は70社であり、子会社はすべて連結されております。当連結会計年度においては、アレツインターナショナル株式会社(現東洋アレツインターナショナル株式会社)の株式を取得し、その子会社アレツグラフィックス株式会社その他9社とともに連結子会社を含めております。その他、新設により1社を連結子会社を含め、清算により1社を連結子会社より除外しました。

持分法適用関連会社は12社であり、関連会社に対する投資について、すべて持分法を適用しております。当連結会計年度においては、設立により1社を持分法適用関連会社を含めております。

企業結合の範囲の詳細につきましては、「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 1. 連結の範囲に関する事項、2. 持分法の適用に関する事項」をご参照下さい。

なお、当連結会計年度の業績の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

③ その他の重要な企業結合の状況

凸版印刷株式会社は、当社の議決権を22.97%所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な営業品目等
印刷・情報関連事業	オフセットインキ、金属インキ、印刷機械、印刷機器、プリプレスシステム、印刷材料、インクジェット材料等
パッケージ関連事業	グラビアインキ、フレキソインキ、グラビアシリンダー製版等
ポリマー・塗加工関連事業	缶用塗料、樹脂、接着剤、粘着剤、塗工材料、天然材料等
色材・機能材関連事業	有機顔料、加工顔料、プラスチック用着色剤、カラーフィルター用材料等

(8) 主要な営業所及び工場

本 社	東京都中央区京橋三丁目7番1号	
国内営業拠 点	東洋インキ株式会社[東京都中央区] 東洋インキ株式会社関西支社[大阪府大阪市] トーヨーカラー株式会社[東京都中央区] 東洋インキ北海道株式会社[北海道札幌市] 東洋インキ九州株式会社[福岡県福岡市]	東洋インキ株式会社中部支社[愛知県名古屋市中区] トーヨーケム株式会社[東京都中央区] 東洋インキ中四国株式会社[広島県広島市] 東洋インキ東北株式会社[宮城県仙台市] 東洋インキグラフィックス株式会社[東京都板橋区]
国内生産拠 点	東洋インキ株式会社埼玉製造所[埼玉県川越市] トーヨーケム株式会社西神工場[兵庫県神戸市] トーヨーカラー株式会社守山製造所[滋賀県守山市] トーヨーカラー株式会社岡山工場[岡山県井原市] 東洋アドレ株式会社[千葉県千葉市] 東洋FPP株式会社[埼玉県川口市]	トーヨーケム株式会社川越製造所[埼玉県川越市] トーヨーカラー株式会社富士製造所[静岡県富士市] トーヨーカラー株式会社茂原工場[千葉県茂原市] 東洋モートン株式会社[埼玉県比企郡] マツイカガク株式会社[京都府京都市]
研究開発拠 点	プロセスイノベーション研究所[埼玉県川越市] 未来事業研究所[埼玉県坂戸市]	先端材料研究所[茨城県つくば市] ポリマー材料研究所[兵庫県神戸市]
海外拠点	トーヨーケムスペシャルティケミカル株式会社[マレーシア・セレンバン] 東洋インキコンパウンズ株式会社[フィリピン・ラグーナ] 東洋インキコンパウンズベトナム株式会社[ベトナム・パクニン] 天津東洋油墨有限公司[中国・天津市] 上海東洋油墨制造有限公司[中国・上海市] 台湾東洋彩光股份有限公司[台湾・台南市] アレツツグラフィックス株式会社[ベルギー・ニール] 東洋インキアメリカ合同会社[アメリカ・イリノイ] 三永インキペイント製造株式会社[韓国・京畿道]	東洋インキ(泰国)株式会社[タイ・バンコク] 東洋インキインドネシア株式会社[インドネシア・ベカシ] 東洋インキインド株式会社[インド・グレートノーイダ] 珠海東洋科美化学有限公司[中国・広東省] 江門東洋油墨有限公司[中国・広東省] 東洋インキヨーロッパスペシャルティケミカルズ株式会社[フランス・ワッセル] ライオケム株式会社[アメリカ・ジョージア] 東洋インキブラジル有限会社[ブラジル・サンパウロ]

- (注) 1. 本社は、京橋二丁目西地区第一種市街地再開発事業に伴い、上記へ平成25年5月に仮移転しております。
2. 平成26年4月より、先端材料研究所はマテリアルサイエンスラボに、未来事業研究所はイノベーションラボに、ポリマー材料研究所はポリマーデザインラボに名称変更しております。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
合 計	7,781名	312名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員数

区 分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	449名	6名増	41.9歳	16.3年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,518
株式会社みずほ銀行	17,883
三井住友信託銀行株式会社	8,037
株式会社山形銀行	2,000
株式会社八十二銀行	1,800
株式会社三井住友銀行	1,480
三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司	1,406

(注) 借入金残高には、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行を主幹事とするシンジケートローン方式による長期借入金440億円が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 800,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 298,346,206株 (自己株式4,762,518株を除く。)
 (3) 株主数 15,098名
 (4) 上位10名の株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
凸版印刷株式会社	68,234	22.87
サカティンクス株式会社	14,595	4.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,390	4.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,527	3.53
株式会社日本触媒	8,306	2.78
全国共済農業協同組合連合会	6,062	2.03
東洋インキグループ社員持株会	6,019	2.02
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,366	1.80
株式会社みずほ銀行	5,365	1.80
東京書籍株式会社	5,326	1.79

(注) 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐久間 国雄	代表取締役会長	凸版印刷株式会社 取締役 トッパン・フォームズ株式会社 監査役 東洋インキ株式会社 代表取締役会長
北川 克己	代表取締役社長	トーヨーケム株式会社 代表取締役会長 トーヨーカラー株式会社 代表取締役会長
山崎 克己	常務取締役	東洋インキ株式会社 代表取締役社長
住山 政弘	常務取締役(品質保証・生産・環境担当)	
青山 裕也	常務取締役 (人事・財務・総務・広報・監査室担当)	
三木 啓史	取締役	東洋製罐グループホールディングス株式会社 取締役会長
足立 直樹	取締役	凸版印刷株式会社 代表取締役会長
宮崎 修次	取締役	トーヨーカラー株式会社 代表取締役社長
安池 円	取締役(技術・研究・開発担当)	
境 裕憲	取締役	トーヨーケム株式会社 代表取締役社長
東 慎一	取締役(生産・物流・調達本部長)	
平川 利昭	取締役(グループ財務部長)	
高島 悟	取締役(社長室長)	
平田 英敏	常勤監査役	
菅野 隆	常勤監査役	
大門 進吾	常勤監査役	
高宮城 實明	監査役	凸版印刷株式会社 取締役副社長
甘利 公人	監査役	弁護士 上智大学法学部教授

- (注) 1. 取締役三木啓史氏及び足立直樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役大門進吾氏、監査役高宮城實明氏及び甘利公人氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、監査役甘利公人氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 当事業年度中における取締役及び監査役の異動（平成25年6月27日）
- | | | |
|----|-------|-------|
| 就任 | 取締役 | 境 裕憲 |
| | 取締役 | 東 慎一 |
| | 取締役 | 平川 利昭 |
| | 取締役 | 高島 悟 |
| | 監査役 | 甘利 公人 |
| 退任 | 専務取締役 | 松山 茂樹 |
| | 取締役 | 柏岡 元彦 |
| | 監査役 | 飯塚 孝 |
4. 当事業年度中における役付取締役の異動（平成25年6月27日）
- | | | |
|-------|-----------|---------|
| 住山 政弘 | (新) 常務取締役 | (旧) 取締役 |
| 青山 裕也 | (新) 常務取締役 | (旧) 取締役 |

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	15名 (2名)	368百万円 (21百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (4名)	73百万円 (28百万円)
合計	21名	442百万円

- (注) 1. 上記支給人員及び支給額には、平成25年6月27日開催の定時株主総会の時をもって退任した取締役及び監査役3名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において年額6億円以内と決議頂いております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において年額1億円以内と決議頂いております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 三木 啓史

ア. 重要な兼職先と当社との関係

東洋製罐グループホールディングス株式会社 取締役会長

東洋製罐グループホールディングス株式会社の子会社と当社の子会社とは、製商品の売買などの取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうち13回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

② 取締役 足立 直樹

ア. 重要な兼職先と当社との関係

凸版印刷株式会社 代表取締役会長

凸版印刷株式会社は、当社の株式を22.87%（自己株式4,762,518株を除く）保有しております。
また、同社と当社の子会社とは、製商品の売買などの取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうち15回出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

③ 常勤監査役 大門 進吾

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうちすべてに出席し、また監査役会は14回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

④ 監査役 高宮城 實明

ア. 重要な兼職先と当社との関係

凸版印刷株式会社 取締役副社長

凸版印刷株式会社は、当社の株式を22.87%（自己株式4,762,518株を除く）保有しております。

また、同社と当社の子会社とは、製商品の売買などの取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は17回開催のうち16回出席し、また監査役会は14回開催のうち13回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

⑤ 監査役 甘利 公人

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回開催のうちすべてに出席し、また監査役会は11回開催のうちすべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

(注) 監査役甘利公人氏は、平成25年6月27日開催の第175回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額	62百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	98百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、T I P P S株式会社、天津東洋油墨有限公司、東洋インキインド株式会社、トーヨーケムスペシャリティケミカル株式会社、上海東洋油墨制造有限公司、東洋インキヨーロッパスペシャリティケミカルズ株式会社、珠海東洋科美化学有限公司、東洋インキ(泰国)株式会社、台湾東洋彩光股份有限公司、東洋油墨亞洲有限公司、東洋インキインドネシア株式会社、東洋インキコンパウンズベトナム株式会社、東洋インキコンパウンズ株式会社、江門東洋油墨有限公司、三永インキペイント製造株式会社、アレッツグラフィックス株式会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が「内部統制システムの基本方針」として、取締役会で決議した事項は次のとおりであります（平成23年9月15日の取締役会にて決議）。

<内部統制システムの基本方針>

当企業グループは、経営理念である「世界にひろがる生活文化創造企業」を目指し、世界マーケットのよきパートナーとして、化学企業としての社会的責任を果たし、株主をはじめとするステークホルダーの満足度をさらに高めることで、企業グループ価値の向上に努めている。

2007年には、創立100周年を迎え、目指す姿「SCC2017」(Specialty Chemical maker Challenge)を策定し、「世界に役立つスペシャリティケミカルメーカーとして進化する企業グループ」を目指し、事業戦略を推進する。

そのためには、ステークホルダーと同じ視点で自身の企業活動を評価し、経済、社会、人、環境においてバランスの取れた経営を遂行することこそが、企業としての有形、無形の価値を形成し、社会的責任(CSR)を果たすための最重要課題として位置付けている。

当企業グループは、これらの達成にむけて、企業の活動を適正かつ効率的に遂行していくために内部統制システムの整備・充実を図り、かつ運用していくことに注力し、経営哲学、経営理念、行動指針からなる経営理念体系の実践を図っていく。

① 業務執行に関する体制

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び定款に従い当社及びグループ会社全体に影響を及ぼす重要事項について、当社取締役会において決定する。また、取締役会を通じて取締役の職務執行の適法性を確保し、法令及び定款に従い意思決定を行う。代表取締役は、取締役会の決議に基づき、会社を代表して職務の執行を行う。

監査役は、監査役監査基準に基づき監査を行い、取締役の職務執行についての適法性・妥当性監査を実施する。取締役は、監査役からの求めに応じ、職務の執行状況を監査役に報告する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令、定款、取締役会規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役は、これらの情報を必要なとき閲覧できる。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、CSR統括委員会のもとにリスクマネジメント（RM）部会、コンプライアンス部会及び環境安全部会を設置している。東洋インキグループビジネス行動基準に準拠したリスクマネジメント規程に則り、RM担当役員が管掌する体制により、企業全体にかかる全社的なリスク及び事業リスクを特定し、健全な企業継続及び社会的信頼の形成のためのリスク対策を講じるリスクマネジメント体制を推進している。

リスクマネジメントに対する啓蒙手段として、各部門毎にリスク課題を年度計画に取り入れ、評価基準のひとつに組入れる管理手法を実施しており、あわせて、RM部会直轄の活動体における全社的なリスク対策の立案・対応により、リスクを未然に防止する平常時の活動に注力している。

緊急時対応としては、リスク発生を認知した各拠点から代表取締役へ直ちに報告する緊急連絡体制を整備し、顕在化したリスクが経営に重大な影響を及ぼす場合には、緊急対策本部の設置等により、緊急事態に速やかに対応できる事業継続体制を整備する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行う。

また、グループの経営課題及び事業戦略についての討議・決定機関として、取締役及び執行役員により構成する会議を毎月定期的で開催し、グループ経営課題と戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。

なお、これらの会議には監査役が出席し、監査上必要な意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を強化している。

5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、よき企業市民として、経営理念体系を頂点とした社会的責任への取組み姿勢を明確にしたCSR憲章及びCSR行動指針からなる「価値体系」のもと、このCSR経営の推進母体であるCSR統括委員会の分科組織のコンプライアンス部会を中心に、コンプライアンス経営を確保する取り組みを行う。

また、コンプライアンスオフィス（社内外通報窓口）を通じて、法令及びグループの行動規範である東洋インキグループビジネス行動基準に反する行為等を早期に発見・是正する体制を充実する。

内部監査部門であるグループ監査室は、会社における業務が適法かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役ならびに内部統制担当取締役に報告するとともに、監査役会にも報告し、監査役会との連携を図る。

6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、経営哲学、経営理念及び行動指針からなる経営理念体系をグループとして共有し、グループ内の経営資源を最大限に活用し、グループ全体の企業価値の最大化を図る。

適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定めており、グループ各社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、当社も関与しグループ経営の適正な運営を確保する。

また、グループ監査室は、グループ会社における業務が適法かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役ならびに内部統制担当取締役に報告するとともに監査役会にも報告する。

なお、財務報告の信頼性を確保する体制としては、代表取締役直轄の組織体制のもと、会計監査人と適宜協議しながら、企業会計審議会の公表した財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに実施基準に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、有効な内部統制システムの整備、運用を確保する。

② 監査に関する体制

1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会が、職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役会と協議のうえ、監査業務を補助する使用人を配置する。また、監査役会と内部監査部門であるグループ監査室との連携により監査実務を遂行する体制を強化するため、監査役会・グループ監査室との間に情報連絡会を設置し、内部監査機能の充実を図ることで監査役会の監査機能を強化する。

2) 監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、前号の監査業務を補助する使用人を配置した場合における当該使用人の任命・指揮命

令・評価・異動については、監査役会の同意を得て実施する。

3) 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役及び執行役員は、取締役会等の重要な会議における監査役の出席を通じて、担当業務の執行の状況報告を行う。

取締役及び執行役員は、リスクマネジメント規程等に従い、以下の事実を速やかに監査役会に報告する。

- ・コンプライアンスに関する重要な事実
- ・会社に著しい損害を与え、または著しい損害を与えるおそれのある事実
- ・その他、監査役会と協議のうえ報告事項として定めた事項

監査役は、監査に必要な各種重要会議に出席し、また稟議書等の事業運営に重要な影響を及ぼす情報の閲覧を行うこととする。

また、取締役、執行役員及び使用人は、監査役会の求めに応じ、会社の業務及び財産の状況について報告する。

さらに、監査役会は、いつでも取締役、執行役員及び使用人に対して、直接事業に関する報告を求めることができる体制がとられている。

4) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役及び取締役が、経営課題、その他事業運営上重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。

また、監査役会は、内部監査部門であるグループ監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

③ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、東洋インキグループビジネス行動基準の中で、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない旨を定めており、

取引関係も含めた一切の関係を持たないこととしている。また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っている。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は経営理念として「世界にひろがる生活文化創造企業を目指す」ことを掲げてグループ連峰経営による企業活動を行っており、今後とも中長期的視野に立って、当社グループの総合力を発揮し、更なる発展を図ることが、当社グループの企業価値の向上と株主共同の利益に資することと確信しております。

当社は対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買付けを強行するという大規模買付行為が行われた場合、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かを、最終的に株主の判断に委ねるべきものと考えております。しかし、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供がなくては、株主は、当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することはできません。当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

当社は企業価値の最大化を実現するため、平成29年3月期に向けて目指す姿「SCC2017」(Specialty Chemical maker Challenge) を策定いたしました。

平成20年度から平成22年度の3ヵ年計画「SCC-I」を第一ステップとして、以後「SCC-II」(平成23～平成25年度)、「SCC-III」(平成26～平成28年度)と連鎖する中期経営計画の中で、中長期目標達成に向けた事業戦略を推進し、「世界に役立つスペシャリティケミカルメーカーとして進化する企業グループ」への成長を目指してまいります。このような中長期的な取組みの過程では、「CS(顧客満足)、ES(社員満足)、SS(社会満足)」の向上、モノづくりにこだわる経営を堅持し、「CSR(コーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティ)」の推進や内部統制システムの整備に努めております。そのための施策の一環として、平成23年4月1日に持株会社制へと移行しガバナンス機

構を一新しました。これによりグループ全体の企業価値向上、各事業会社の価値創造機能の強化、グループシナジーの発揮に取り組んでまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

(i) 本施策導入の目的について

特定の株主又は株主グループ（以下「特定株主グループ」といいます。）によって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」といいます。）は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（当社取締役会が予め同意したものを除き、以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記に記載した基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

(ii) 本施策の内容について

A. 大規模買付ルールの概要

- (a) 取締役会に対する情報提供
- (b) 取締役会における検討及び評価
- (c) 独立委員会の設置

B. 大規模買付対抗措置

一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができます。

C. 本施策の有効期間等

本施策の有効期間は、平成26年6月開催予定の当社の定時株主総会終結時までとなっております。また、当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されます。

D. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成23年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(i) 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②の取組み）について

上記②に記載した企業価値の向上のための取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

(ii) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記③の取組み）の概要について

A. 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かについて株主が適切に判断し、また、当社取締役会が株主に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主のために大規模買付者と協議若しくは交渉を行うことを可能とすることにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保するためのものであり、基本方針に沿うものです。

B. 当社は、以下の理由から、本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社員員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (a) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的
- (b) 事前開示
- (c) 株主意思の反映
- (d) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保
- (e) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
- (f) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

(注) 本施策の有効期間は、平成26年6月27日開催予定の第176回定時株主総会の終結時までとなっておりますので、当社定款第20条の定めに基づき、当該定時株主総会において、本施策の更新を株主の皆様へお諮りいたします。

連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	176,609	流動負債	101,612
現金及び預金	31,894	支払手形及び買掛金	48,159
受取手形及び売掛金	92,991	短期借入金	33,369
有価証券	700	未払法人税等	3,658
商品及び製品	25,409	その他	16,424
仕掛品	1,541		
原材料及び貯蔵品	15,146	固定負債	48,380
繰延税金資産	2,248	長期借入金	40,051
その他	7,571	繰延税金負債	4,664
貸倒引当金	△ 893	環境対策引当金	365
		退職給付に係る負債	1,496
固定資産	159,992	資産除去債務	27
有形固定資産	96,306	その他	1,775
建物及び構築物	35,141		
機械装置及び運搬具	20,877	負債合計	149,993
工具、器具及び備品	3,090		
土地	28,771	(純資産の部)	
リース資産	196	株主資本	172,123
建設仮勘定	8,229	資本金	31,733
無形固定資産	4,713	資本剰余金	32,920
のれん	4,425	利益剰余金	109,220
その他	287	自己株式	△ 1,750
投資その他の資産	58,973	その他の包括利益累計額	8,791
投資有価証券	46,230	その他有価証券評価差額金	6,065
退職給付に係る資産	7,552	為替換算調整勘定	3,928
繰延税金資産	938	退職給付に係る調整累計額	△ 1,203
その他	4,739	少数株主持分	5,694
貸倒引当金	△ 487	純資産合計	186,608
資産合計	336,601	負債純資産合計	336,601

連結損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		279,557
売 上 原 価		215,401
売 上 総 利 益		64,156
販売費及び一般管理費		44,427
営 業 利 益		19,728
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	191	
受 取 配 当 金	662	
為 替 差 益	533	
持分法による投資利益	77	
そ の 他	799	2,264
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	850	
海外子会社税務関連損失	228	
そ の 他	362	1,440
経 常 利 益		20,553
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	45	
移 転 補 償 金	144	
そ の 他	9	199
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	286	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	61	
そ の 他	3	351
税金等調整前当期純利益		20,401
法人税、住民税及び事業税	6,750	
法 人 税 等 調 整 額	1,017	7,768
少数株主損益調整前当期純利益		12,633
少 数 株 主 利 益		372
当 期 純 利 益		12,260

連結株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,733	32,920	100,540	△ 1,732	163,461
当期変動額					
剰余金の配当			△ 3,580		△ 3,580
当期純利益			12,260		12,260
自己株式の取得				△ 17	△ 17
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	0	8,679	△ 17	8,662
当期末残高	31,733	32,920	109,220	△ 1,750	172,123

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△ 1	△ 6,623	—	△ 6,625	4,487	161,322
当期変動額						
剰余金の配当						△3,580
当期純利益						12,260
自己株式の取得						△ 17
自己株式の処分						0
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	6,067	10,552	△ 1,203	15,416	1,207	16,623
当期変動額合計	6,067	10,552	△ 1,203	15,416	1,207	25,286
当期末残高	6,065	3,928	△ 1,203	8,791	5,694	186,608

貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,894	流動負債	18,026
現金及び預金	4,683	支払手形	9
受取手形	20	短期借入金	9,740
営業未収入金	1,012	1年内返済予定の長期借入金	5,000
有価証券	3	未払金	1,055
貯蔵品	5	未払費用	621
前払費用	363	未払法人税等	1,339
短期貸付金	9,286	未払消費税等	18
繰延税金資産	229	前受金	100
その他	2,289	預り金	139
		前受収益	2
固定資産	199,788	固定負債	49,617
有形固定資産	14,725	長期借入金	43,764
建物	3,918	繰延税金負債	4,394
構築物	300	関係会社債務保証損失引当金	1,353
機械及び装置	65	環境対策引当金	5
車両運搬具	30	長期預り保証金	5
工具、器具及び備品	736	その他	94
土地	8,660		
建設仮勘定	1,012	負債合計	67,643
無形固定資産	40	(純資産の部)	
施設利用権	0	株主資本	144,105
電話加入権	40	資本金	31,733
投資その他の資産	185,022	資本剰余金	32,920
投資有価証券	32,875	資本準備金	32,920
関係会社株式	95,809	その他資本剰余金	0
出資金	6	利益剰余金	81,202
長期貸付金	44,821	利益準備金	5,206
破産更生債権等	1,703	その他利益剰余金	75,995
長期前払費用	1	固定資産圧縮積立金	2,278
前払年金費用	9,422	別途積立金	46,314
その他	1,242	繰越利益剰余金	27,402
貸倒引当金	△859	自己株式	△1,750
		評価・換算差額等	5,933
		その他有価証券評価差額金	5,933
資産合計	217,683	純資産合計	150,039
		負債純資産合計	217,683

損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
関係会社受取配当金	8,105	
業務受託料	7,143	
経営指導料	3,496	
資産賃貸料	883	
その他	47	19,674
営業費用		10,243
営業利益		9,431
営業外収益		
受取利息	373	
受取配当金	648	
その他	141	1,163
営業外費用		
支払利息	249	
シンジケートローン手数料	33	
その他	8	291
経常利益		10,303
特別利益		
移転補償金	49	
その他	7	56
特別損失		
固定資産除売却損	26	
関係会社株式評価損	328	
関係会社貸倒引当金繰入額	346	
その他	3	705
税引前当期純利益		9,655
法人税、住民税及び事業税	552	
法人税等調整額	214	766
当期純利益		8,888

株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	31,733	32,920	—	32,920	5,206	2,302	46,314	22,070	75,894
当期変動額									
剰余金の配当								△ 3,580	△ 3,580
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 23		23	—
当期純利益								8,888	8,888
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	0	0	—	△ 23	—	5,331	5,307
当期末残高	31,733	32,920	0	32,920	5,206	2,278	46,314	27,402	81,202

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 1,732	138,815	39	39	138,854
当期変動額					
剰余金の配当		△ 3,580			△ 3,580
固定資産 圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		8,888			8,888
自己株式の取得	△ 17	△ 17			△ 17
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			5,894	5,894	5,894
当期変動額合計	△ 17	5,290	5,894	5,894	11,184
当期末残高	△ 1,750	144,105	5,933	5,933	150,039

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

東洋インキSCホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 飯野 健一 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 藤井 淳一 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋インキSCホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋インキSCホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

東洋インキSCホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 飯野 健一 ㊟

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤井 淳一 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋インキSCホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第176期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第176期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月12日

東洋インキSCホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	平 田 英 敏	㊟
常勤監査役	菅 野 隆	㊟
常勤監査役	大 門 進 吾	㊟
監 査 役	高宮城 實 明	㊟
監 査 役	甘 利 公 人	㊟

(注)常勤監査役大門進吾、監査役高宮城實明及び甘利公人は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および経営体質の強化、将来の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額2,088,423,442円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金13円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日

第2号議案 取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（13名）が任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	きくま くにお 佐久間 国雄 (昭和19年8月21日生)	昭和43年4月 当社入社 平成6年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成12年6月 当社代表取締役社長 平成15年6月 トップラン・フォームズ株式会社監査役（現在に至る） 平成18年6月 凸版印刷株式会社監査役 平成22年6月 同社取締役（現在に至る） 平成23年4月 当社代表取締役会長（現在に至る） (重要な兼職の状況) トップラン・フォームズ株式会社監査役 凸版印刷株式会社取締役	216,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	北川 克己 (昭和28年9月26日生)	昭和52年4月 当社入社 平成12年5月 当社社長室長 平成14年3月 当社ケミカル事業本部高分子事業統括部川越製造所長 平成16年3月 当社色材事業本部副本部長兼着色事業部長 平成16年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務執行役員 平成21年4月 当社取締役副社長 平成21年6月 当社代表取締役副社長 平成23年4月 当社代表取締役社長（現在に至る） 平成26年4月 当社グループCEO（現在に至る）	85,000株
3	山崎 克己 (昭和28年2月28日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年9月 当社カスタマー・ネットワーク本部凸版事業部長 平成16年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社印刷・情報事業本部長 平成21年4月 当社専務執行役員 平成23年4月 東洋インキ株式会社代表取締役社長（現在に至る） 平成24年6月 当社常務取締役（現在に至る） (重要な兼職の状況) 東洋インキ株式会社代表取締役社長	53,000株
4	住山 政弘 (昭和27年9月28日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年3月 当社高分子事業本部川越製造所長 平成17年6月 当社執行役員 平成19年3月 当社色材事業本部富士製造所長 平成19年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役（現在に至る） 平成26年4月 当社品質保証・生産・環境、企画原価担当（現在に至る）	31,000株
5	青山 裕也 (昭和31年4月2日生)	昭和54年4月 当社入社 平成13年2月 当社人事部長 平成19年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 平成23年7月 当社人事・財務・総務・広報・監査室担当（現在に至る） 平成25年6月 当社常務取締役（現在に至る）	26,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	み き ひろ ふみ 三 木 啓 史 (昭和19年6月3日生)	昭和45年4月 東洋製罐株式会社（現東洋製罐グループホールディングス株式会社）入社 昭和58年6月 同社取締役 昭和61年6月 同社常務取締役 平成元年6月 同社専務取締役 平成2年6月 同社取締役副社長 平成4年6月 同社代表取締役社長 平成6年6月 当社取締役（現在に至る） 平成21年6月 同社代表取締役会長 平成25年6月 同社取締役会長（現在に至る） (重要な兼職の状況) 東洋製罐グループホールディングス株式会社取締役会長	60,000株
7	あ だち なお き 足 立 直 樹 (昭和14年2月23日生)	昭和37年4月 凸版印刷株式会社入社 平成5年6月 同社取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社専務取締役 平成10年6月 同社代表取締役副社長 平成12年6月 同社代表取締役社長 平成20年6月 当社取締役（現在に至る） 平成22年6月 同社代表取締役会長（現在に至る） (重要な兼職の状況) 凸版印刷株式会社代表取締役会長	40,000株
8	みや ぎき しゅう じ 宮 崎 修 次 (昭和30年5月26日生)	昭和55年4月 当社入社 平成18年6月 当社技術・研究・開発本部長 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役（現在に至る） 平成24年4月 トーヨーカラー株式会社代表取締役社長 平成26年4月 当社技術・研究・開発、法務担当（現在に至る）	36,000株
9	やす いけ まどか 安 池 円 (昭和33年2月18日生)	昭和55年4月 当社入社 平成18年3月 当社技術・研究・開発本部光・電子材料研究所長 平成20年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社技術・研究・開発本部長 平成22年6月 当社取締役（現在に至る） 平成26年4月 当社グループ経営部長（現在に至る）	18,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	さかい ひろ のり 境 裕 憲 (昭和29年8月29日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年3月 当社色材事業本部化成品事業部長 平成19年6月 当社執行役員 平成21年4月 当社カスタマー・ネットワーク本部関西支社長 平成22年6月 当社常務執行役員 平成25年4月 トーヨーケム株式会社代表取締役社長 平成25年6月 当社取締役（現在に至る） 平成26年4月 トーヨーカラー株式会社代表取締役社長（現在に至る） （重要な兼職の状況） トーヨーカラー株式会社代表取締役社長	28,000株
11	あずま しん いち 東 慎 一 (昭和31年4月8日生)	昭和56年4月 当社入社 平成19年3月 当社高分子事業本部川越製造所長 平成19年6月 当社執行役員 平成24年4月 当社生産・物流・調達本部長（現在に至る） 平成25年6月 当社取締役（現在に至る）	25,000株
12	ひら かわ とし あき 平川 利 昭 (昭和33年9月13日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年9月 当社財務部長 平成22年6月 当社執行役員 平成23年4月 当社グループ財務部長（現在に至る） 平成25年6月 当社取締役（現在に至る）	22,000株
13	たか しま さとる 高 島 悟 (昭和35年4月18日生)	昭和59年4月 当社入社 平成23年4月 当社社長室長 平成24年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役（現在に至る） 平成26年4月 トーヨーケム株式会社代表取締役社長（現在に至る） （重要な兼職の状況） トーヨーケム株式会社代表取締役社長	19,331株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、三木啓史氏は東洋製罐グループホールディングス株式会社の取締役を兼務しております。当社と東洋製罐グループホールディングス株式会社との間に特別の利害関係はありませんが、当社の子会社と同社の子会社との間には、製商品の売買などの取引があります。
2. 取締役候補者のうち、足立直樹氏は凸版印刷株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と凸版印刷株式会社との間に特別の利害関係はありませんが、当社の子会社と同社との間には、製商品の売買などの取引があります。
3. 他の候補者と当社および当社の子会社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 三木啓史氏、足立直樹氏は、社外取締役候補者であり、両氏は企業経営の分野をはじめとする幅広い見識を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言、指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 三木啓史氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって20年であり、足立直樹氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
6. 当社は、三木啓史氏、足立直樹氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役高宮城實明氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
ふるや よしひろ 降矢 祥博 (昭和24年2月16日生)	昭和48年4月 凸版印刷株式会社入社 平成16年6月 同社取締役 平成19年6月 同社常務取締役 平成22年6月 同社専務取締役 平成25年4月 同社専務取締役生活環境事業本部長（現在に至る）	0株

- (注) 1. 監査役候補者は、凸版印刷株式会社の取締役を兼務しております。当社と凸版印刷株式会社との間に特別の利害関係はありませんが、当社の子会社と当社との間には、製商品の売買などの取引があります。
2. 降矢祥博氏は、新任の社外監査役候補者であり、同氏は企業経営の分野をはじめとする幅広い見識を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して監査を実施いただけることを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 降矢祥博氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

第4号議案 大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成20年6月27日開催の第170回定時株主総会において、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策を導入し、その後、平成23年6月29日開催の第173回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続しておりますが(以下、継続後の対応策を「現施策」といいます。)、現施策の有効期間は、平成26年6月開催予定の第176回定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、その後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等も踏まえ、当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下、当社と併せて「当社グループ」といいます。）の企業価値及び株主共同の利益を維持・向上するための方策としての現施策の継続の是非や内容について更なる検討を行ってまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、平成26年5月13日開催の当社取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号柱書

に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を引き続き維持することを確認したうえで、株主総会の決議による株主の皆様のご承認を条件に、「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」(会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に規定されるものをいいます。)として、現施策を一部見直したうえで継続する内容の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本施策」といいます。)を採用し、併せて本施策導入(本施策への更新)に関する承認議案を本株主総会に提出することを、取締役全員の賛成により、後記のとおり決議しました。

つきましては、本施策導入(本施策への更新)について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本施策は現施策から文言等の形式的な見直しを行っておりますが、実質的な内容に変更はありません。

記

第1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社の前身である「小林インキ店」は、明治29年(1896年)に創業いたしました。その後、明治40年(1907年)に「東洋インキ製造株式会社」となり、当社は平成19年1月15日に創立100周年を迎えました。そして、平成23年4月1日には次なる100年に向けて持株会社(ホールディングカンパニー)体制へと移行し、「東洋インキSCホールディングス株式会社」としてグループ全体の企業価値向上に取り組んでおります。

創業以来、当社は、お客様や株主の皆様、取引先、地域社会の方々など、多くのステークホルダーに支えられ、印刷インキ事業を核とした企業グループを形成し、ポリマー・塗加工関連事業、色材・機能材関連事業等の幅広い事業を通じ、情報・文化の発展に寄与し続けてまいりました。そして、当社は平成29年(2017年)3月期に向けて目指す姿「SCC2017」を策定し、ホールディングカンパニー体制のもと、グループ連峰経営による企業活動を行っております。その根幹的な方針は、東洋インキグループの経営理念に謳われている「世界にひろがる生活文化創造企業を目指すこと」に集約されます。このビジョンのもと、今後とも中長期的視野に立って、当社グループの総合力を発揮し、更なる発展を図ることが、当社グループの企業価値の向上と株主共同の利益に資することと確信しております。

このように、当社は、当社グループの企業価値と株主共同の利益の向上に努めていく所存ではあります。近年、わが国においても、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株

式の買付けを強行するという事例が見られます。もちろん、当社は、このような大規模買付けであっても株主の皆様や取引先、お客様、地域、社会、社員等のステークホルダーの利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではなく、資本市場のルールに則り株式を買い付ける行為それ自体を否定するものでもありません。

しかし、大規模買付者の行う大規模買付行為は、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かを、最終的に株主の判断に委ねるべきものです。大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与える支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しています。しかし、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供がなくては、株主は、当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することはできません。当社は、大規模買付者から株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することも必要であると考えています。このような状況のもとにおいては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

第2 基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容

当社は、創業から今日にいたるまで、事業と製品・サービスを通じて顧客・社員・社会における生活文化の創造に真摯に取り組んでまいりました。更に、当社は、今後の事業活動の発展はもとより、常に社会と共存し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの更なる満足度向上と信頼を得ることにより、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めていきたいと考えております。

この基本的な考え方のもと、平成19年に創立100周年を迎えた当社は、平成20年度以降を新しいモノづくりメーカーとして臨む第二世紀と位置づけ、企業価値の最大化を実現するために、前記第1に記載しました平成29年（2017年）3月期に向けて目指す姿「SCC2017」（Specialty Chemical maker Challenge）を策定しました。そして、「SCC-I」、「SCC-II」、「SCC-III」（各3ヵ年）からなる中期経営計画のもと、当社グループは「SCC2017」の達成に向けて企業活動を推進しております。

平成20年度から平成22年度の3ヵ年計画「SCC-I」ではリーマン・ショックへの対応として収益基盤強化を、平成23年度から平成25年度の3ヵ年計画「SCC-II」では東日本大震災の影響からの復興として成長戦略を推進してまいりました。そして平成26年度から平成28年度までの3ヵ年計画「SCC-III」では、SCCを「Science Company Change」と再定義し、SCC-I、SCC-IIでの基盤整備と成長戦略を着実に結実させ、「先端技術とグループネットワークの革新を重ね、世界の多様な人々とともに多様な生活文化を創造する企業グループ」を目指してまいります。このような中長期的な取組みにおいて、ホールディングカンパニー体制を活かし、スピードを重視した事業運営や当社グループ全体のフレキシブルな経営資源の活用を進めるとともに、環境対応やリスク対応、グローバル共生、企業の社会的責任(CSR)を重視した「持続可能な経営」を強化してまいります。

第3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

I. 本施策導入の目的について

1. 本施策の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注1)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、前記第1に記載した基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、又は②当社株券等の買付け等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが前記①の場合においては当該保有者の当社株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが前記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の当社株券等所有割合（注7）の合計をいいます。

2. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。当社は、大規模買付者をして株主の判断に必要な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できな

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。なお、株券等保有割合の算出にあたり、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

い状況にあります。当社は、「人間尊重の経営」を経営哲学とし、また、「当社グループが世界にひろがる生活文化創造企業を目指すこと」を経営理念にかかげております。そして、その実現のために、「お客様に信頼と満足を高める知恵を提供する（CS）」、「多様な個の夢の実現を尊重する（ES）」、「地球や社会と共生し、よき市民として活動する（SS）」、「株主権を尊重し、株主価値の向上に努め市場の評価を高める（SHS）」を行動指針として定め、お客様の真のニーズにあった付加価値の高い、安全で環境にやさしく、高品質な製品・システム・サービスを適切な価格で必要なときに提供し続け、企業価値・株主共同の利益を、今後とも確保・向上させてまいります。しかし、これらが当社株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損させられることとなります。かかる状況のもとにおいては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

そこで、当社は、かかる見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を予め設定するに至ったものであります。

II. 本施策の内容について

1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記2.(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2.(2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提とし（後記3.(1)）、その

発動の要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値若しくは株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定し（後記3.(2)）、その発動の手段として、当社取締役会から独立した者によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することといたしました（後記3.(3)）。

2. 大規模買付ルール

(1) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

まず、大規模買付者には、大規模買付行為を行おうとするに際し、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称又は商号、主たる事務所又は本店の所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（注8）を行うことその他の目的がある場合にはその旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）を明示し、大規模買付ルールを遵守する旨を誓約した日本語で記載された大規模買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

これに対し、当社取締役会は、かかる意向表明書の受領後10営業日（注9）以内に、大規模買付者に対し、大規模買付者に意向表明書に補充して提供していただきたい情報のリストを、意向表明書記載の国内連絡先宛に送付します。補充して提供していただくことを予定している情報の一般的項目は、次の各号のとおりです。なお、大規模買付者が、次に掲げる情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示して頂くよう求めます。

（注8）金融商品取引法第27条の26第1項に規定する重要提案行為等をいいます。以下、同じとします。

（注9）営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下、同じとします。

なお、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合には、当該事実を公表いたします。

- ① 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）及び具体的内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含む。）
- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の当社株券等保有割合、保有株券等の数及び直近6ヵ月間の当社株券等の買付状況
- ④ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の具体的内容及び条件
- ⑤ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨ 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩ 大規模買付者が提供する意向表明書及び意向表明書を補充する情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓
- ⑪ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の当社株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由
- ⑫ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

- ⑬ 大規模買付行為後、当社株券等をさらに取得する予定がある場合には、その旨及び理由
- ⑭ 大規模買付行為後、当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑮ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑯ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

大規模買付者には、当社取締役会が送付した情報リストに従い、意向表明書を補充する情報を、書面にて提供していただきます。大規模買付者が提供した情報がなお不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、追加的に情報の提供を求めることがあります。但し、当社取締役会が大規模買付者に対して請求することができるのは、当該大規模買付行為の是非に関し、株主が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な検討・評価を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。また、大規模買付者が提出した意向表明書及びこれを補充する情報（以下「大規模買付者提供情報」といいます。）は、株主の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付者提供情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(2) 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、前記(1)に基づく情報提供完了通知を当社が行った日の翌日から起算して、大規模買付行為の評価の難易等に応じて、60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、大規模買付者提供情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替的提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。なお、後記(3)(ii)②に記載する場合には、独立委員会は、当社取締役会に対し取締役会評価期間をその末日の翌日から起算して最大30日間延長することを勧告できるものとし、当社取締役会は、原則として従うものとします。但し、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、決議された具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされ

る理由を速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間(延長された場合の延長期間を含みます。以下、同じとします。)中、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者提供情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

(3) 独立委員会

(i) 独立委員会の設置及び構成

当社は、本施策の導入にあたり、大規模買付対抗措置の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、別紙1「独立委員会の概要」に定める内容の当社取締役会から独立した者によって構成される独立委員会を設置します。本施策導入に当たって予定している独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2「独立委員会の略歴」に記載のとおりです。独立委員会に関する詳細は、本施策に定めるほか、当社取締役会において定める独立委員会規則によるものとします。

(ii) 独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、自らの判断に必要であると認める情報等を外部の第三者から入手、検討して、以下の事項について勧告を行います。

① 大規模買付者が提供する情報の十分性

独立委員会は、大規模買付者からの大規模買付者提供情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、大規模買付者提供情報として十分であるかについて検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。

② 取締役会評価期間の延長

独立委員会は、独立委員会が取締役会評価期間内に後記③又は④に記載する勧告を行うことができない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に大規模買付対抗措置の発動又は不発動の決議を行えないと判断した場合には、当社取締役会に対し、30日間を上限として、当

該大規模買付行為の評価又は検討、大規模買付者との交渉及び協議等に必要と判断される合理的な範囲で取締役会評価期間を延長すること、当該延長期間内に独立委員会が行う大規模買付対抗措置に係る勧告を受けたくうえで大規模買付対抗措置の発動又は不発動の決議を行うこと等を勧告します。

- ③ 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無及び大規模買付対抗措置の発動の是非について独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか（後記3.(2)①）について検討してその結果を当社取締役会に勧告します。大規模買付ルールを遵守していない旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について当社取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。
- ④ 大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか及び大規模買付対抗措置の発動の是非について独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合に、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（後記3.(2)②）を具備しているかについて検討してその結果を当社取締役会に勧告します。大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について当社取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。

以上の他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項及び独立委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項について勧告します。

独立委員会は、独立委員会が大規模買付対抗措置の発動の是非を勧告し、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議し又は不発動を決定した後であっても、勧告の前提となった事実関係に変動が生じたことなどにより、すでに行った勧告の内容が相当でなくなった場合はいつでも、すでに行った勧告を撤回し、又はすでに行った勧告と異なる新たな勧告を行うことができます。

3. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたまず場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の概要は、別紙3「新株予約権の募集事項の概要」に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

- ① 大規模買付者が意向表明書を当社代表取締役に提出することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が当社取締役会の求める情報を提供することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、大規模買付者提供情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、又は当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗

措置を発動すべきとの勧告がなされたときは、原則として、当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。なお、その場合でも大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (i) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）
- (ii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合
- (iii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- (iv) 当該大規模買付行為又は当社グループの経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合
- (v) 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為（いわゆる強圧的二段階買収）である場合
- (vi) 大規模買付者による支配権取得及び支配権の取得後における当社グループの顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社グループの企業価値を著しく毀損する恐れがある又は当社グループの企業価値の維持及び向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合
- (vii) 買付けの条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、

買付後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社グループの企業価値の本質に鑑み著しく不十分又は不適当な買付である場合

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社又は株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、独立委員会により、大規模買付行為が前記(2)②但し書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合は、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

但し、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後に、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、(無償割当効力発生前においては)新株予約権の無償割当を中止し、又は(無償割当の効力発生後においては)新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

(i) 大規模買付者が大規模買付を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合

(ii) 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が前記(2)②但し書き各号の要件

のいずれにも該当しないか、又は該当しても新株予約権の無償割当を行うことが相当でない場合

4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策は、平成26年6月開催予定の当社定時株主総会において、議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得る予定であり、有効期間は、平成29年6月開催予定の当社の定時株主総会最終時までとします。

但し、かかる有効期間の満了日前であっても、①本施策を当社株主総会からの委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令・証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主に不利益を与えない場合を含む。）をしたうえで、当社取締役会において本施策を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合、又は②当社株主総会において本施策を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止又は変更されるものとします。

当社は、本施策を廃止又は変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

5. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成26年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、前記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、前記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

Ⅲ. 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

1. 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めただけにとどまり、導入時において新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向に御注意ください。

2. 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。但し、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるとの取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、前記II.3.(3)において定められる手続により、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、又は無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当の対象となる株主が確定した後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

以上

独立委員会の概要

1. 独立委員会の設置

当社取締役会の決議により設置される。

2. 委員の選任

- (1) 3名以上5名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。
- (2) 前記(1)に定めるほか、当社取締役会は、業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者を委員として選任することができる。但し、当該有識者は、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社との間で委任にかかる契約を締結した者でなければならない。

3. 委員の任期

選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

4. 独立委員会の権限

- (1) 委員会は次に掲げる事項について決定し、またその決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に勧告する。
 - ① 大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか
 - ② 取締役会評価期間を延長すべきか
 - ③ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか
 - ④ 大規模買付対抗措置の発動要件を満たしているか
 - ⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項
- (2) 委員会は、前項各号のほか、次に掲げる事項を行う。
 - ① 大規模買付者及び当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価
 - ② 当社取締役会に対する代替案の提出の要求及び代替案の検討・評価
 - ③ 前各号のほか、当社取締役会が、委員会が行う事ができると定めた事項

- (3) 委員会は、次に掲げる事項につき当社取締役会に指示することができる。
- ① 大規模買付者から提供された情報が本施策にて定める「大規模買付者提供情報」として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求
 - ② 大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報の全部又は一部の公表に関する意見
 - ③ 大規模買付者から提供された情報が「大規模買付者提供情報」として十分であると認めた場合の公表
 - ④ 大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉
- (4) 委員は、前三項に定める事項を行うにあたり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら委員の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

5. 審議の方法

- (1) 委員会の決議は、原則として、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。なお、可否同数の場合には、議長の決裁によりこれを決することができる。
- (2) 委員会の議事につき特別の利害関係を有する委員は、その決議に参加することができない。

6. 勧告の効力

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、大規模買付対抗措置発動の是非等について判断するものとする。

独立委員会委員の略歴

1. [氏名] 青山 正明 (あおやま まさあき)
[略歴] 平成9年3月 東京高等裁判所判事 (部統括)
平成12年8月 福岡高等裁判所長官
平成14年11月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) (現在に至る)

※青山正明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. [氏名] 甘利 公人 (あまき きみと)
[略歴] 平成4年4月 熊本大学法学部教授
平成9年4月 上智大学法学部教授 (現在に至る)
平成25年4月 東京弁護士会登録 (現在に至る)
平成25年6月 当社社外監査役 (現在に至る)

※甘利公人氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。甘利公人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. [氏名] 小野寺 千世 (おのでら ちせ)
[略歴] 平成9年4月 桜美林大学経営政策学部助教授
平成17年4月 東海大学法学部教授 (現在に至る)

※小野寺千世氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

新株予約権の募集事項の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件
当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 割り当てる新株予約権の総数
割り当てる新株予約権の総数は、法令及び定款上許容される数を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割り当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割り当てを行うことがある。
4. 新株予約権の払込金額
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注10）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注11）、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これらの①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者（注12）（以下、①ないし⑥に該当する者を総称して「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得する事が適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。

その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

(注10)「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。但し、その者が当社株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

(注11)「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる者としては金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株券等の株券等所有割合（その算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいう。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。）がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認めるものをいいます。但し、その者が当社株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

(注12)ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協同して行動する者として当社取締役会が認めたものをいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいう。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の平成26年6月26日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) 複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) 画面のドット数が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ア. ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
 - イ. PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0 以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- (3) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバーおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会会場ご案内略図

東京都中央区京橋三丁目7番1号 当社8階会議室(相互館110タワー8階)

電話03(3272)5731

- ・ JR東京駅 八重洲南口 徒歩8分
- ・ 東京メトロ銀座線京橋駅 2番出口 徒歩1分
(京橋駅をご利用の方は、2番出口階段右手の自動ドアを通り、地下1階よりエレベーターで8階までお越してください。)
- ・ 都営浅草線宝町駅 A4出口 徒歩3分

